

Ⅱ-ⅰ. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程

第1条〔本規程の目的〕

本規程は、財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程第185条にもとづき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。

第2条〔本制度の目的〕

- ① 本制度はサッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認し、競技者がより快適にプレーできる環境を提供することを目的とする。
- ② 本制度により定める基準は、人工芝及びピッチのサッカー競技への適合性を判断することを目的とする。

第3条〔人工芝に関する条件〕

公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した人工芝を敷設しなければならない。

第4条〔製品検査（ラボテスト）の手続〕

- ① 製品検査（ラボテスト）を受けようとする者は下記書類を本協会に提出する。尚、人工芝のサンプルは②の検査機関へ提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。
 1. 申請書類
 - ・ JFA 製品検査申請書 [様式1 (1/2)]
 - ・ ロングパイル人工芝製品仕様 [様式2]
 - ・ 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）
 2. サンプル
 - ・ 人工芝試験片（1m×1mを2枚）
 - ・ 充填物
 3. 製品検査の免除申請

FIFA 推奨2スター又は1スターの認定を既に受けた製品については、製品検査の一部を免除することができる。上記「1. 申請書類, 2. サンプル」と共に以下を提出すること。

 - ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査免除申請書 [様式1 (2/2)]
 - ・ FIFA 製品検査機関証明書(写し)
 - ・ FIFA 認定証(写し)
- ② 製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて実施する。
- ③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ④ 申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。

- ⑤ 申請者は国内に事業所を有する企業とする。

第5条〔製品検査（ラボテスト）の結果〕

- ① 製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には製品検査完了証を申請者に発行するものとする。
- ② 製品検査完了証の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。
- ③ 検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証明書が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新たな製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
- ④ 同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
- ⑤ 申請者は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設管理者との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等により、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。

第6条〔公認の申請〕

- ① 公認を受けようとする者は、本協会に下記の書類を提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。
 - ・ JFA ピッチ公認申請書〔様式3〕
 - ・ 製品検査完了証明書(写し)
 - ・ 工程表（人工芝敷設を含むもの）
 - ・ 人工芝ピッチ平面図
- ② 公認は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。
- ③ 検査（フィールドテスト）は指定検査機関に本協会が委託して実施する。
- ④ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ⑤ 申請者は施設所有者とする。

第7条〔公認の結果〕

- ① 指定検査機関の検査（フィールドテスト2回）の結果については本協会から申請者に通知する。
- ② 本協会は公認された施設所有者に対して公認証を発行する。
- ③ 公認されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

第8条〔公認料〕

公認された申請者は本協会に対して30万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。尚、申請者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。

- ・ JFA ピッチ公認料に関する案内 [様式 5 (参考)]

第 9 条 [公認の有効期間]

公認の有効期間は公認証の発行を受けた日より 3 年とする。

第 10 条 [公認の更新申請]

- ① 公認の更新を希望する申請者は公認期限の 4 ヶ月前の月末までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。尚、期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。提出なき場合、更新を希望しないものとみなし、原則として公認を取り消すものとする。
 - ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書 [様式 3 (1/4)のみ]
 - ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書 [様式 4]
- ② 公認の更新を希望する申請者は、申請後から公認期限までに検査（フィールドテスト 1 回）を受けるものとし、検査費用（実費）を負担するものとする。
- ③ 公認施設の人工芝の全面張替に際しては、第 3 条に定める条件により公認の更新をすることができる。なお、指定検査機関の検査（フィールドテスト 2 回）を受けるものとし、申請者は検査費用（実費）を負担するものとする。ただし、新設時の下地が完成した時点でのフィールドテストが完了し、かつ本規程が推奨する下部構造を満たす施設に関しては原則 1 回の検査を免除する。
- ④ 公認の更新は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。
- ⑤ 検査（フィールドテスト）は指定検査機関に本協会が委託して実施する。
- ⑥ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ⑦ 申請者は施設所有者とする。

第 11 条 [公認の更新結果]

- ① 指定検査機関の検査（フィールドテスト）の結果については本協会から申請者に通知する。
- ② 本協会は更新された施設所有者に対して公認証を発行する。
- ③ 公認の更新されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

第 12 条 [公認の更新料]

公認が更新された申請者は本協会に対して 10 万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。尚、申請者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。

- ・ JFA ピッチ公認の更新料に関する案内 [様式 5 (参考)]

第 13 条 [公認の更新有効期間]

公認の更新有効期間は旧公認証の有効期限の翌日より 3 年とする。公認施設の人工芝の全面張替に際しての公認の有効期間は、新たな公認証の発行を受けた日より 3 年とする。

第14条〔公認の期間中改修工事〕

公認（更新）期間中に施設所有者の都合により改修工事を行なう場合は本協会の指導を受けなければならない。

第15条〔保守管理〕

- ① 公認（更新）を受けた施設所有者は、公認の有効期間中、ピッチ及び人工芝の保守管理を継続し、ピッチ及び人工芝の品質を保持しなければならない。
- ② 公認（更新）を受けた施設所有者は、適切な散水態勢をとり、ピッチ上の温度管理に留意するとともに、選手及び関係者に対し、休憩時間の確保、水分の補給等につき指導しなければならない。

第16条〔公式試合の実施〕

公認（更新）を得た「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については別途定めるところによる。

第17条〔免責〕

- ① 本協会は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。
- ② ピッチ及び人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、施設所有者が一切の責任を負うものとする。

第18条〔違反の効果〕

- ① 公認（更新）を受けた施設所有者が本規程に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取消、公認の全部又は一部取消の措置をとることができる。
- ② 前項の措置をとる場合には、対象となる施設所有者の聴聞を実施するものとする。

第19条〔改正〕

この規程の改正は本協会 理事会の決議に基づきこれを行う。

第20条〔施行〕

本規程は、平成15年10月19日から施行する。

本規程は、平成19年3月8日から施行する。

本規程は、平成20年4月10日から施行する。

本規程は、平成22年3月18日から施行する。

様式1 (1/2)

(製品検査申請用)

JFA 管理 No :

会社名 :

品名および品番 :

JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書

申請者は、 内をすべて記入の上、提出すること。

申請者名	(ふりがな)		
連絡先	〒		
	(TEL)		(FAX)
	ご担当者	(所属)	(氏名)
免除申請の有無	なし ・ あり (次項の免除申請書を記入すること) ※○印で囲む		
提出書類	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書 (様式1 (1/2)) <input type="checkbox"/> ロングパイル人工芝製品仕様 (様式2) <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 (外国企業の場合はこれに準ずる公的書類)		
<p>JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程により、指定の申請書類及びサンプルを添付し、製品検査を申請致します。</p> <p>申請日 平成 年 月 日</p> <p>申請者</p> <p>代表者名 印</p>			

JFA記入欄

様式1 (2/2)

(製品検査申請用)

JFA 管理 No :

会 社 名 :

品名および品番 :

JFA ロングパイル人工芝製品検査免除申請書

検査の一部免除を申請する場合は、 内をすべて記入の上、提出すること。

品名および品番	
免除申請の理由	<input type="checkbox"/> FIFA 推奨 2 スター認定品のため <input type="checkbox"/> FIFA 推奨 1 スター認定品のため <input type="checkbox"/> その他 ()
提出書類	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝製品検査 免除申請書 (様式 1 (2/2)) <input type="checkbox"/> FIFA 製品検査機関証明書 (写し) <input type="checkbox"/> FIFA 認定証 (写し) <input type="checkbox"/> 必要に応じてその他の書類 (過去の製品検査完了証明書の写しなど)
<p>JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程により、指定の申請書類及びサンプルを添付し、製品検査項目の一部免除を申請致します。</p> <p>申 請 日 平成 年 月 日</p> <p>申請者</p> <p>代表者名 印</p>	

JFA記入欄

様式2 (1/2)

(製品検査申請用)

JFA 管理 No. :
 会社名 :
 品名および品番 :

ロングパイル人工芝製品仕様

申請者は、 内をすべて記入の上、提出すること。

品名		
品番		
材質	パイル	
	基布	
	バックイング	
	充填材	砂
弾性材		
単位面積の質量 (kg/m ²)	人工芝 (基布含む)	
パイルの太さ (dtex)		
パイルの長さ (mm)		
単位面積のタフト数 (個/m ²)		
充填材の粒径 (mm)	砂	
	弾性材	
充填材の量 (kg/m ²)	砂	
	弾性材	
充填材の厚さ (mm)	砂	
	弾性材	
	砂+弾性材	
アンダーパッド	材質	
	質量 (kg/m ²)	
	厚さ (mm)	

※アンダーパッドは使用する場合のみ記載下さい。

JFA記入欄

様式2 (2/2)

(製品検査申請用)

JFA 管理 No:

会 社 名:

品名および品番:

充填状態（充填素材・厚さ等）を図示すること

様式3 (1/4)

(公認申請用)

JFA 管理 No :

施設名 :

品名および品番 :

JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書申請者は、 内をすべて記入の上、提出すること。

施設名称 ※仮称表記可			
施設所在地	〒		
施設所有者	〒		
	(TEL)	(FAX)	
	ご担当者	(所属)	(氏名)
申請種別	新規	・	更新 ※○印で囲む
提出書類	新規	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式3] <input type="checkbox"/> 製品検査完了証明書(写) <input type="checkbox"/> 工程表(人工芝敷設を含む) <input type="checkbox"/> 人工芝ピッチ平面図	
	更新	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式3(1/4)のみ] <input type="checkbox"/> ロングパイル人工芝修繕工事報告書(様式4)	
期 日 新規: 完成予定日 更新: 公認期限	新規	平成	年 月 日 (予定)
	更新	平成	年 月 日
JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度規程により、指定の申請書類を添付し、申請致します。 申請日 平成 年 月 日 施設所有者 代表者名 印			

JFA記入欄

--

様式3 (2/4)

(公認申請用)

JFA 管理 No :

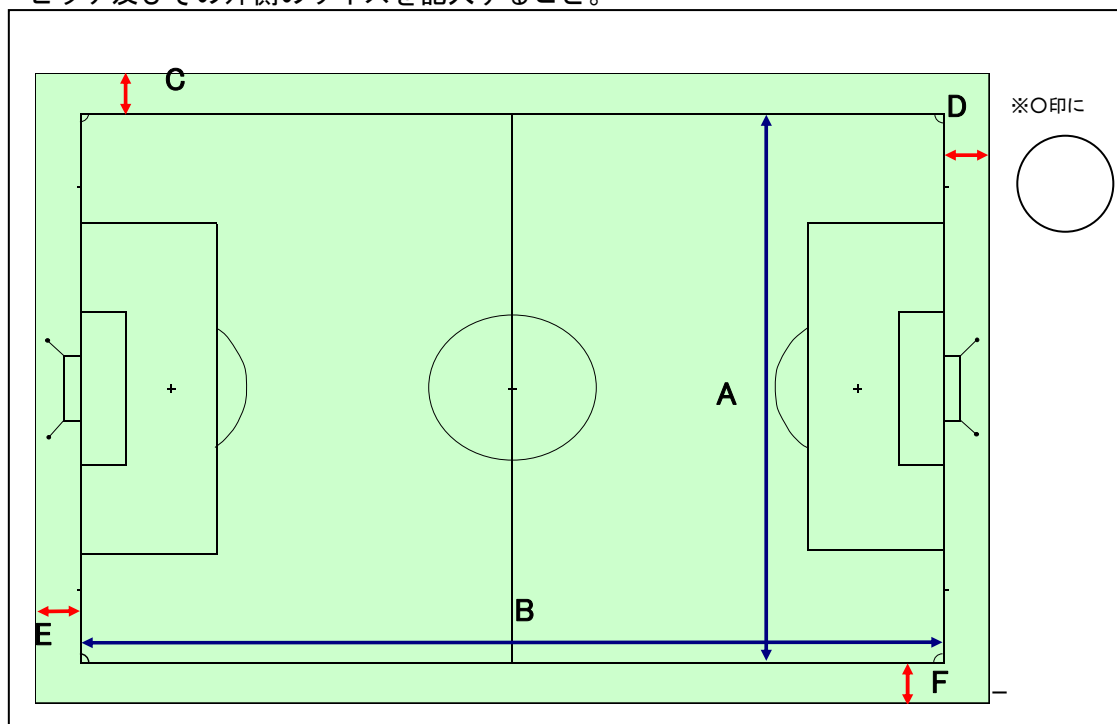
施設名 :

品名および品番 :

申請者は、 内をすべて記入の上、提出すること。

1. 人工芝面

ピッチ及びその外側のサイズを記入すること。



ピッチサイズ	A	m	B	m
外側部分	C	m	D	m
	E	m	F	m

注1) 本協会では、「スタジアム標準」に準じ下記のピッチの広さを確保する事が望ましいと考えております。下記基準をご参考にご計画いただけますようお願い申し上げます。

○専用の場合

- ① 縦長 **115m**、横幅 **78m**。
- ② ピッチの外側周囲は、**5m以上**を確保。

○多目的の場合

- ① 縦長 108m、横幅71m。
- ② ピッチの外側周囲は、**1.5m以上**を確保。

注2) サッカーピッチの広さはいずれの場合も **縦長 105m、横幅 68m**が必要になります。特に、多目的グラウンド等でこのサイズが確保できない場合は、ピッチの外側に縁石等の障害物が無いよう安全管理に留意下さい。

様式3 (3/4)

(公認申請用)

JFA 管理 No :

施設名 :

品名および品番 :

2. 所有する付帯設備

散水設備の構造 (※必要に応じて次項の 4に詳細を記入)	※設備名(スプリンクラー、ウォーターガンなど)を記入		基
	設置場所 ※○印で囲む	ピッチ内 ・ ピッチ外	
	蛇口、散水口の数		口
スタンド	収容人員	約	名
クラブハウス	更衣室		室
	シャワー		基
	トイレ(男・女)		箇所
	事務室		部屋
	その他諸施設(応接室・食堂等)		

3. 下部の構造について、ご記入ください。

(必要に応じて、図面、書類を添付してください。)

該当するものに○をつけてください。	アスファルト、碎石、その他()

様式 3 (4/4)

(公認申請用)

JFA 管 理 No :

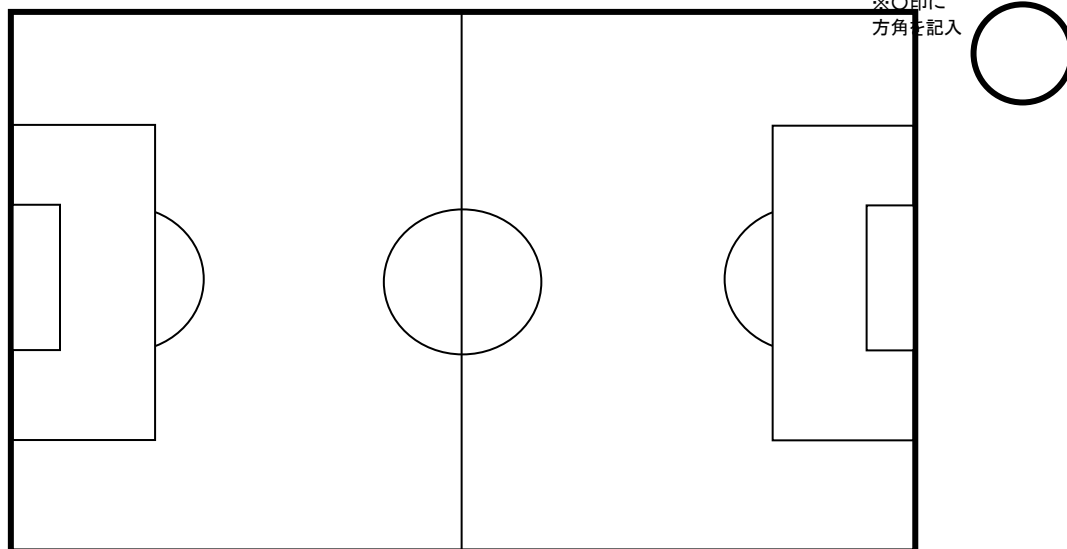
施 設 名 :

品名および品番 :

4. 傾斜の設計について、ご記入ください。

(必要に応じて、図面、書類を添付してください。)

傾斜(%）、勾配の変化点、方向などを下図に記入



5. 下地、人工芝敷設後検査時の、事前の連絡事項についてご記入ください。

また、その他、施設に関することについてご記入ください。

(必要に応じて、図面、書類を添付してください。)

(記入例)

- ・下地検査時に、ゴールポスト設置用にピッチ内に穴が開いている。位置、サイズ、数などは別添の図面を参照のこと。
- ・人工芝敷設時に、スプリンクラー散水設備をピッチ内に設置している。設備の詳細(目的、構造、特徴、断面図、平面図、ピッチ内の設置位置、サイズ、数、使用時の(稼働)状況、未使用時の収納状況など)は、別添の書類を参照のこと。

など

様式4

(公認申請用)

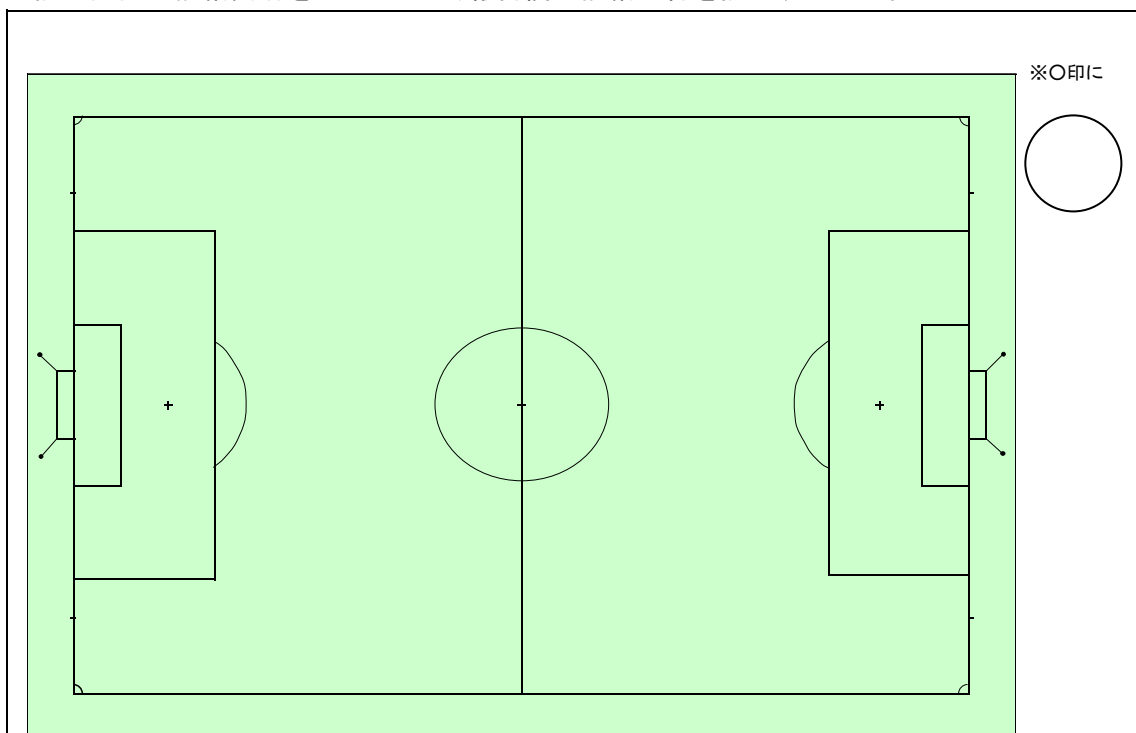
JFA 管理 No :

施設 名 :

品名および品番 :

JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書

下記の図面に修繕箇所をマークの上、報告欄に修繕内容を記入すること。



(報告欄) ※下地調整、人工芝の部分張替等をした場合の詳細を記入

様式5 ※以下を参考に書類を作成してください

(公認申請用)

平成 年 月 日

財団法人日本サッカー協会 殿

施設所有社名
施設代表者名

印

支払代行社名
代行社代表者名

印

JFAロングパイル人工芝ピッチ公認(公認の更新)における
公認料(公認の更新料)について

「(公認施設名)」の人工芝ピッチ公認料(公認の更新料)について、下記の通りご案内致します。

記

1. 出金口座

(口座名義等お知らせください)

2. 振込金額

金315,000円(公認/1ピッチ) 又は 金105,000円(更新/1ピッチ)

3. 振込代行理由

(例)

人工芝グラウンド整備工事を発注する際、JFAロングパイル人工芝ピッチ公認を取得する事も含めた工事仕様としたため。

以上